

【件名】 ノースダコタ州での経済活動再開に関するガイドライン

【ポイント】

4月29日に領事メール「ノースダコタ州の通常活動再開に向けた計画の発表」でお知らせしましたとおり、バーガム・ノースダコタ州知事が4月28日に発表した州民等の通常の活動再開に向けた計画に沿った行政命令が5月1日に発令・発効し、3月19日以来制限を受けていた一部業種の営業が、業種によっては部分的に解除されています。ビジネス再開にあたり「ND スマート・リスタート」に含まれる「普遍規則」及び「業種別特定基準」と呼ばれる特定業種にのみ適用されるガイドラインの2つのガイドラインに従うことが求められています。詳細については下記の【本文】およびリンクをご参照下さい。

【本文】

1 4月29日に領事メール「ノースダコタ州の通常活動再開に向けた計画の発表」でお知らせしましたとおり、バーガム・ノースダコタ州知事が4月28日に発表した通常の活動再開に向けた計画に沿った命令が5月1日に発令され、同日零時に発効し、3月19日以来制限を受けていた一部業種の営業が、業種によっては部分的に解除されています。ビジネス再開にあたり「ND スマート・リスタート」に含まれる「普遍規則」及び「業種別特定基準」と呼ばれる特定業種にのみ適用されるガイドラインの2つのガイドラインに従うことが求められています。なお、この命令による措置は州の緊急事態宣言が解除されるまで有効です。

2 「普遍規則」(全ての業種に適用される一般的なガイドライン)

全ての業種は、以下のガイドラインに従うことが求められています。

- (1) 米国疾病予防管理センター(CDC)や州保健当局の勧告等に従うこと。
- (2) 収容する人数は6フィートの社会的距離を確保できる人数に制限すること、人が並ぶ場所には6フィート間隔のマークをつけること、従業員や顧客の施設への入口にポスターを掲示すること(風邪や熱のある場合は施設に入ることを避け、6フィートの社会的距離を維持し、くしゃみや咳は肘で覆う形で行い、握手はせず不必要に他人との身体的接触を避けるよう周知する内容)。
- (3) 対人距離が近い環境で働く従業員にマスクなどフェイスカバーの使用を促すこと、消毒液や石鹸、水を提供し、人がよく触れる場所を定期的に消毒するなどして衛生維持に留意すること、気分の優れない従業員や顧客を即座に特定し隔離するための方針や手続を策定すること。

「普遍規則」(全ての業種に適用される一般的なガイドライン)については下記リンクをご参照ください。

<https://ndresponse.gov/sites/www/files/documents/covid-19/ND%20Smart%20Restart/Standards%20for%20all%20Industries.pdf>

3 「業種別特定基準」(特定の業種に適用されるガイドライン)

(1) レストランやバー

収容人数を通常営業時の半分に限定, 各グループと6フィートの間隔を保ち, 待機場所を明確化, 1テーブルは10名までに限り, バーの立ち飲みスペースは利用できないなどの特別なガイドラインが設けられています。

(2) フィットネス・センターや体育施設 (athletic facilities)

フィットネス教室は100スクエア・フィートにつき1人のスペースを確保できる人数に制限, 10人以上が集まれるような待合スペースなどは閉鎖, 同時に10人以上が参加する野球やサッカー, ホッケーなどの集団スポーツは避ける, トレーニングマシンの間隔を6フィート空ける, 24時間の施設の利用は中断するなどの特別なガイドラインが設けられています。

(3) 美容室やサロン, スパ, マッサージなど個人を相手にする業種

チェックインの手續や待合場所は社会的距離を確保すること, 従業員はマスクを着用し, 顧客にもマスク着用を薦めること, 客は予約制にするなどの特別なガイドラインが設けられています。

(4) 映画館

収容人数を通常営業時の20%に限定, グループの間にスペースを確保すること, グループは最大10人に限定すること, モバイルアプリの利用など対人接触を伴わない支払いを促すこと, 共有スペースでの混雑を緩和すべく各映画の開始時間は最低30分以上の間隔を空けること, ロビーでの待機を最小限に抑えるなどのガイドラインが設けられています。

「業種別特定基準」(特定の業種に適用されるガイドライン)については下記リンクから該当のページをご参照ください。

<https://ndresponse.gov/covid-19-resources/covid-19-business-and-employer-resources/nd-smart-restart/nd-smart-restart-protocols>

4 なお, 娯楽・スポーツ施設 (sports arenas) や音楽・エンターテインメント会場は, 再開の通知があるまで引き続き閉鎖されます【4月29日の領事メールでお示した見込みと異なっているためご注意ください】。州議会議事堂やその他州政府の施設へのアクセスも, 更なる通知があるまで予約制のみとされています。

州知事命令本文については下記リンクをご参照ください。

<https://www.governor.nd.gov/sites/www/files/documents/executive-orders/Executive%20Order%202020-06.4.pdf>

当館連絡先

Tel: (312) 280-0400 (24 時間対応) (注)

Fax: (312) 280-9568

Email: ryoji1@cg.mofa.go.jp

(注) コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前9時15分から午後5時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日、平日午後5時以降、翌日午前9時15分まで(事件、事故、その他緊急の用件)は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。